

令和8年3月1日

国立大学法人 広島大学

物品購入等契約に係る取引停止について

このことについて、下記のとおり取引停止措置をしましたので通知します。

記

1. 取引停止措置業者名

東京都千代田区神田錦町1丁目13番地  
株式会社シーティーソリューション

2. 取引停止期間

令和8年3月1日から令和8年3月31日まで（1ヶ月間）

3. 措置対象区分

本学が発注する物品の売買、修繕及び借入、製造の請負(工事を除く。)並びに役務の提供(測量、建設コンサルタント等業務を除く。)において、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止。

4. 措置の理由

国立天文台が2025年12月5日に実施した「観測データ解析公開用計算機 一式」の一般競争入札において、落札後、納品が困難であることを理由として契約を辞退したことから、大学共同利用機関法人自然科学研究機構における物品購入等契約に関する取引停止等の取扱要領(平成19年10月25日機構長決定)の第3条及び別表第7(不正又は不誠実な行為)に該当するため、取引停止措置を講じた。

このことは、「国立大学法人広島大学財務会計処理細則5-7物品購入等契約に係る取引停止等について」別表第15号(5)に該当するため。

上記省庁の措置状況や発生元の地域等を考慮し、1ヶ月間の取引停止を講ずることとした。

(物品購入等契約に係る取引停止等について)

別表 取引停止の措置基準

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15. 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (1)本学に対し架空請求を行ったとき。 (2)本学に対し納品の事実を偽ったとき。 (3)(1)又は(2)のほか提出書類に意図的な虚偽があったとき(第1号に掲げる場合を除く。) (4)本学に対し不誠実な行為を働いたとき。 (5)その他本学が不正と認めた場合	当該認定をした日から (1)2箇月以上18箇月以内 (2)2箇月以上18箇月以内 (3)2箇月以上18箇月以内 (4)1箇月以上12箇月以内 (5)1箇月以上12箇月以内